

高松市・牟礼町合併協議会会議録
第 7 回 会 議

平成 1 6 年 1 0 月 4 日 (月)

高松市・牟礼町合併協議会

高松市・牟礼町合併協議会会議録

第7回会議

1 日時

平成16年10月4日(月)午後1時開会・午後2時52分閉会

2 場所

香川県自治会館 7階会議室

3 出席委員 21人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	高木英一	委員	松田勝
委員	井竿辰夫	委員	藤井勇
委員	三野重忠	委員	靜孝義
委員	谷本繁男	委員	安戸清次
委員	渡部康一	委員	加藤博美
委員	大橋光政	委員	小西百々代
委員	三野八儿子	委員	浜川憲博
委員	梶村傳	委員	村上貞夫
委員	大浦澄子	委員	太田量子
委員	三笠輝彦		

4 欠席委員 1人

委員	香川深雪
----	------

5 出席幹事 7人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	関正則
副幹事長	三野重忠(委員兼務)	幹事	中村憲昭
幹事	熊野實	幹事	佐々木永治
幹事	横田淳一		

6 幹事会部会委員 22人

総務部会長	熊野 實 (幹事兼務)	企画財政部会委員	生山 登
総務部会委員	中村 憲昭 (幹事兼務)	企画財政部会委員	秋山 利広
総務部会委員	小山 正伸	市民部会委員	小泉 康裕
総務部会委員	石垣 佳邦	市民部会長	氏部 隆
総務部会委員	伊藤 憲二	市民部会委員	那須 等
企画財政部会長	横田 淳一 (幹事兼務)	健康福祉部会長	岡内 須美子
企画財政部会委員	関 正則 (幹事兼務)	健康福祉部会委員	池内 保
企画財政部会委員	草薙 功三	健康福祉部会委員	村上 省三
企画財政部会委員	高橋 公一	教育部会委員	藤田 容三
企画財政部会委員	綾田 保弘	教育部会委員	片山 雅文
企画財政部会委員	須和 健一	教育部会委員	中村 洋三

7 事務局

事務局長	林 昇	総務班	黒淵 博美
事務局次長	加藤 昭彦	調整班長	清谷 文孝
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福井 隆	調整班 兼計画班	林田 競一
総務班長 兼調整班兼計画班	加藤 将門		

会 議 次 第

1 開会

2 新委員の紹介

3 会議録署名委員の指名

4 議事

(1) 協議事項

協議第 9号 附属機関等の取扱い(協定項目第17号)について

(第6回会議提案:継続協議)

協議第10号 公共的団体等の取扱い(協定項目第18号)について

(第6回会議提案:継続協議)

協議第11号 使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)について

(第6回会議提案:継続協議)

協議第12号 各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第21

号)について(第6回会議提案:継続協議)

協議第13号 人権啓発事業(協定項目第24-4号)について

(第6回会議提案:継続協議)

協議第14号 生活保護事業(協定項目第24-8号)について

(第6回会議提案:継続協議)

協議第15号 地方税の取扱い(協定項目第9号)について

協議第16号 条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)について

協議第17号 電算システム事業(協定項目第24-2号)について

協議第18号 広聴広報事業(協定項目第24-3号)について

5 その他

(1) 建設計画作成に当たっての住民懇談会について

(2) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について

(3) 高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について

6 閉会

午後 1時00分 開会

会議次第1 開会

議長（高木副会長） それでは、皆さんこんにちは。副会長の高木でございます。

天皇、皇后両陛下が高松市に御来高、牟礼町も昨日、来たわけでございますけども、そういう大変お忙しい中、きょうも御出席いただきましてありがとうございます。

ただいま事務局から説明がございましたように、増田会長が、さきの高潮被害に伴う国土交通大臣の視察対応のため、急遽、遅れてこの会議に出席することになりましたので、それまでの間、私の方で会議を進行させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから高松市・牟礼町合併協議会第7回会議を開会いたします。

皆様方には、本日、何かと御多忙のところ、本当にありがとうございます。

それでは、座って議事を進行させていただきます。

会議次第2 新委員の紹介

議長（高木副会長） 会議に入ります前に、委員の異動がございましたので、お手元の高松市・牟礼町合併協議会委員等名簿に基づきまして、御報告かたがた御紹介申し上げます。

9月26日付けで、高松市助役の井竿辰夫氏が、合併協議会規約に規定されている「1市1町の助役」としての委員に就任されておりますので、御紹介申し上げます。

井竿委員 高松市の井竿でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高木副会長） それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

会議次第3 会議録署名委員の指名

議長（高木副会長） 初めに、会議次第の3会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、谷本繁男委員さんと三野ハル子委員さんのお二人を指名させていただきます。よろしく申し上げます。

会議次第4 議事

議長（高木副会長） それでは、これより会議次第の4議事に入ります。

会議次第4 (1) 協議事項

議長（高木副会長） まず、(1)の協議事項の協議第9号附属機関等の取扱い（協定項目第17号）についてから協議第12号各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）についてまでを一括して議題といたします。

なお、協議第9号から協議第14号につきましては、前回の第6回会議で提案及び説明を行

い、継続協議の取り扱いとなっております。

それでは、協議内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の1ページをお開き願います。

まず、協議第9号附属機関等の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページの中ほどの枠で囲った部分でございますように、「両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。牟礼町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整するものとする。」というものでございます。

続きまして、4ページをお開き願います。

協議第10号公共的団体等の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページ中ほどにございますように、「公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努めるものとする。」というものでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

協議第11号使用料・手数料等の取扱いについてでございますが、提案内容は、中ほどにございますように、「両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。牟礼町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するものとする。」というものでございます。

続きまして、10ページをお開き願います。

協議第12号各種団体への補助金・交付金等の取扱いについてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。」というものでございます。

なお、各合併協定項目の具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

提案内容の説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（高木副会長） ただいま説明のありました協議第9号から協議第12号までの4件につきまして、御質問なり御意見等ございましたら、どうぞ御発言のほどお願いいたします。

どうぞ、三野委員。

三野（八）委員 三野でございます。

第9号で、あと10号も11号も少し関連するんですが、「合併時まで調整するものとする

る」と、こうなっておりますが、やはり町民の意向として、私たちもなんですが、合併の是非を判断するまでに調整をしてほしいと。そして、合併の是非を決めるときに、こういうことで合併なんだと、それについて賛否を決める、ということにしてほしいという要望がありますので、非常に短期間になるかと思えますけれども、来年の是非を決めるまでに具体的に明らかにしてほしいということをお願いしておきたいと思えます。

それと、附属機関の取り扱いで、牟礼町独自は八つあるわけですが、この附属資料の4ページにございますけれども、独自のものじゃなくても、例えば、高松は歴史資料館の運営協議会というのがありまして、牟礼町の場合は石の民俗資料館運営協議会というのがありますが、これは独自のものじゃなくて、同じような種類のものですよって一覧表に載せてもらってますけれども、これ、内容は随分違うと思うんですね。ここら辺も、例えば牟礼町で言うと、石の民俗資料館の運営協議会はどういうふうになるのかっていうのも、やっぱり、合併の是非を決めるまでに明らかにしていただきたい。そういう要望が非常に強うございますし、そして、あと八つの牟礼町独自のものについては、できれば現在のあり方をそのまま踏襲をしていただくということで、ぜひ合併の是非を決めるまでに明らかにしていただけるのかなと。要望ですけども、はい。

事務局長 ただいま3点ばかりの要望ということでございますが、ちょっと事務局から説明もさせていただきたいというふうに思っております。

ただいま附属機関等の取扱い以下の案件でございますが、これらについては、前回も申し上げましたように、総括的な、基本的な考え方をここで提案をさせていただいて、あと個別の項目については、個別の項目ごとに、その事情等を踏まえながら対応を考えていくということでございます。

したがいまして、今、第1番目の御意見でございますが、合併の是非を判断するときまでに調整をすべてやってもらいたいということでございますが、基本的には個別の項目に該当するものについては、合併協議会にすべて提案をされるというふうに理解をいたしております。ただ、その中でも事務的な問題、あるいは基本的な考え方を踏まえて、それを尊重する、それに従って調整を行うというもので、合併時までどうしても時間がかかるというようなものも、当然、あるわけございまして、そのようなものについては、合併を判断するまでにすべて出すというようなことが非常に難しい問題もございます。その点については御理解をいただきたいというふうに思っております。

御心配いただいておりますような事柄については、基本的には、他の合併協議会あるいはそのほかの合併協議会の事例を見ましても、ほとんどが合併協議会のこの場において提案をされてい

るものというふうに認識をいたしております。

それから、独自のものについては、当然、それについて、牟礼町さんの意思集約の考え方をもとに高松市との調整が行われるというふうに理解をいたしております。

それから、ちょっと逆になりましたが、2番目の同種類のもの、施設の関係について、同種類かどうかというのは非常に判断が難しゅうございます。ただいま御指摘いただきました歴史資料館的な施設については、当然、その成り立ち、経緯、目的、それから施設の機能等異なるわけでございます、それについては、あくまでも同種のものというふうには理解はできないのではないかとございまして、それについては、個別の事項として、当然、他の合併協定項目の中で取り上げられるというふうに理解をいたしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（高木副会長） どうぞ、三野委員。

三野（八）委員 それで、もちろん今、御答弁いただきましたように、細々したことは大変だろうと思ってできないんですけども、先ほど申し上げましたように、例えばの話なんですけども、牟礼町で石の民俗資料館運営協議会はどうなるのか、これは大きなことで、ここぐらいは、せめて合併の是非を決めるまでには明らかにしていただかないと、大枠で、ここに書いてありますように、「合併時までには調整するものとする」ということになると、この間、来年の3月31日までに是非を決めて手続をするわけですから、その後いろいろなが決まりますと、判断材料が非常に抽象的でわかりにくいという要望が非常に強いんですね。ですから、ずうっとの細々したことは後になるとしても、あらあらの具体的なことは、是非を決めるまでにぜひお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（高木副会長） ありがとうございます。これはもう御意見としてということによろしいですね。

じゃあ、ほかに御意見ございますでしょうか。

どうぞ、松田委員さん。

松田委員 ええ話ししたら、今のようなことになるけど、現実がやっぱりもう押し迫ってきますと、具体的な問題が、やはり住民から声が上がってくるんですよ。それをひとつ、これは細部についてはとか、あれもされるとかというような、本当に抽象的な物の言い方では突き上げられますんで、もう少し内容についてちょっと触れていただくということについては、私、大事でなかろうかと思っておりますので、ひとつその点。

事務局長 いいですか。

議長（高木副会長） どうぞ、事務局長。

事務局長 事務局から補足します。

先ほども申し上げたわけですが、例えばということで御指摘いただきました石の民俗資料館の運営協議会、これは組織でございます。これは、現在のところ、事務局のところへは、まだ部会の方から上がってきておりませんが、これについては、当然、その施設を適切に運営するための組織でございますので、その施設について、高松市に引き継いだ後どうするかということは合併協議そのものでございまして、当然、これは個別項目として、この協議会に上がってくるというふうに理解をいたしております。

その他、非常にたくさんの項目が合併協定項目のその他のところ、24番以降でございますが、そこで各部会で非常に細かい事務事業等について調整を行っておりますので、それらについて、今後の協議会において提案されてくるというふうに理解をいたしておりますので、その点も御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（高木副会長） ありがとうございます。松田委員さん、今の答弁でよろしいでしょうか。

ほかに御意見ございますでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木副会長） それでは、特に異議がないようでございますので、協議第9号から協議第12号について、一括してお諮りいたします。

協議第9号から第12号については、原案のとおり確認することに御異議ございませんでしょうか。

三野（八）委員 第10号はあるんですよ、言いましたように。申し上げました。

議長（高木副会長） そしたら、三野委員からあるようでございますので、どうぞ。

三野（八）委員 第10号のところなんですけども、公共的団体等の取扱いについての項なんですけど、「特別な事情がある場合を除き」と、こうなってますが、その特別な事情というのは非常に抽象的でございますので、大きな特別な事情、小さな特別な事情、いろいろあると思うんですが、ほとんどの場合、特別な事情がありまして、今までずっと歴史があるわけですから、できるだけ特別な事情があるんだってということを議論をする、そういうことが大事ではないかなと思います。

それで、先ほども申し上げましたように、ここには、第9号と違いまして、いつまでっていうのはありませんが、「統合整備に努めるものとする」とこうなってますが、これは方向性を示して努力目標だということで、うちの事務局では説明があったりしてますが、高松にあつて牟礼町にもあるものでも、特別な事情があるのがいっぱいありますので、そこらを洗い出して議論するということが非常に大切ではないかと思うんです。これで確認してしまいますと、特別な事情がこれこれこういうことっていうのが具体的にされない、具体的に全部するっていうのは、なかなか難しいかと思うんですが、特別な事情といたら、例えばこうこう、こういうことなんだということを、少し具体的に浮き彫りにする必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（高木副会長） 事務局お願いします。

事務局長 2点、御指摘いただきました。説明をさせていただきます。

第1点目の、「特別な事情がある場合を除き」というのは、統合整備に努めないということになるわけ、除くわけですから、統合整備は考えないということです。これはどういうことかということでございますが、例えば事例を挙げますと、商工会議所と商工会、これについては商工振興団体ということでは同じ団体でございますので、基本的に一つの自治体の中では一つの組織というのが通常の方でございます。しかしながら、これについては、商工会議所も商工会も別々の法律に基づいて設置されている組織であるということと、その地域の事情等を勘案するとき、これについて、当然のごとく、統合整備を考えるということは、この合併協議会においてはふさわしくないのではないかということから、これについては、もう統合整備は現在のところ考えませんということを明確に打ち出すためにも、このような「特別な事情がある場合を除き」という表現を入れさせていただいておるものでございます。

そのほかの事例としては、例えば観光関係では、財団法人でやっている場合と、それから任意の組織でやっている場合、それは統合するのがいいのか、それぞれ独立して設置、存続させていくのがいいのかというようなこともございますので、そのようなことから、特別な事情がある場合は除きますということを明確に示しておかないと、すべて統合の対象になってしまうということでございますので、その点御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、第2点の最後の「統合整備に努める」ということの問題でございますが、これについては、この公共的団体等というのは、必ずしも行政がすべて関与することができない問題でございます。統合等について、団体の運営問題については、その団体自身の問題でございますので、行政はそれを促すというようなことでございますので、表現としては「努める」というよう

なことで書いておるわけでございまして、それは、もちろん団体自身が考え、判断することであるということでございますので、その点御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

三野(八)委員 もちろん、今、答弁いただきましたように、特別な事情がある場合というのを設けていただいているのは非常にいいことなんですね。こういう特別な事情があるのは、きちっと議論しますよということなんです、非常に抽象的で、こういうふうな、こういうふうなというのが浮き彫りにならないと、なかなか町民はすんと落ちないということがありますので、できるだけ表に上げて、今、林さんの方から、商工会議所と商工会っていうのは法律的に別ですから当然残るんですよということだったんですが、じゃあどういふふうに残るのかという...。もちろん団体ですので、団体同士が議論することではあるんですけども、やっぱり個々の協議会でも、そこら辺を団体と話し合いながら浮き彫りにすることは必要ではないかなと思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

事務局長 これについても、先ほど申し上げましたように、ここの合併協定項目、この協議第10号について、先ほどの9号も同じなんですが、ただいま一括して議題とされている合併協定項目については、総括的な協定項目でございまして、個別の項目については個別の合併協定項目の中で出てくるということでございます。したがって、商工会議所、商工会の取扱い、あるいはそれに対する支援の問題については、個別の商工関係事業のところ、この合併協議会に提案されてくるということになりますので、その点御理解いただきたいと思います。

議長(高木副会長) どうぞ、助役。

井竿委員 高松の井竿ですけども、御質問と答弁がちょっと難しいんと違う、ややこしゅうに言うて。問題は、これ基本的なことをここで掲載してますけども、この中身については、資料にあるような商工会とかシルバー人材とかいろいろありますね。この項目については、牟礼町の各課と高松市の各課で、これについてどうするかということについてこれから協議するわけです。ほいで、牟礼町がこういう特殊な事情があるんで、これは残してもらいたいという要望があればこれ残していくということで、そこで各部会で決めて、それで決まったやつを、またこの協議会に再度かけると、そこで最終決定と、こういう段取りになるわけです。

だから、ここでもう書いとるからもうここで決めてしまうんではなしに、これをお互いに牟礼と高松が、当局同士が協議して、例えば先ほど話があったように、牟礼の商工会は、これ残してもらいたいという要望があると思うんですね。それについてはそこで残すということを決めて、この協議会にかけて、これは残すようにしましたよと、これはもう廃止、統合しますよとい

うのがこれからあるわけなんです。ここで書いとるのは、基本的な考え方はこういう方向でいきますよというだけのことで、具体的にはこれから出てきますんで、余り心配は要らんとおもいます。

三野（八）委員 ありがとうございます。そういうことで、もちろん、きょうは大枠でということではわかるんですが、町民としては来年の、先ほどから何回も申し上げますように、合併の是非を決めるまでに、具体的なことがこうなるんだと、それで、さあ合併どうなのかという判断ができるように、この抽象的なことだけで47項目決めて、来年の3月を迎えることにならないようにということと言われておりますので、大枠の具体的なことは表に出ると、まないたの上に乗る、それで合併の是非を決める、そういう段取りに、ぜひしてもらわないと決めにくいかと、こういう意向でございますので、よろしくお願いします。

議長（高木副会長） 要望ですね。

三野（八）委員 はい。

議長（高木副会長） ほかに御意見ございますでしょうか。

どうぞ、松田委員。

松田委員 助役さんがおっしゃったこともようわかるんですけども、これが高松市の、ままこのきり、山田とか残って、いろいろあるけども、商工会の人が、過去には商工会の役員とか会長さんが議員さんであったり、その議会でも、もう古参だったりして、ほいで牟礼の商工会は、本来から言うたら行政に非常に手伝いをしよるじゃないかと。それをしよるから独自で補助金を出しとんでないかと。それは割り切って、法律的にはもう商工会というのと行政とは別じゃけれども、そうでないでないかということで、歴代から少々ひにしられてもきておったんですが、補助金出しておるわけです。

だから、このきりは、もう少しスリム化して、10人も余った職員置いたんではやっていけないだろうということで、私も、今の商工会長は牟礼で議長もしてこられた人やし、しっかりした人ですけど、それで高松へひっついたら、我々はもうそれを干されてしまうというようなことでは賛成できんぞと、こういうように。そらあんた10年、20年も見込んだ今後の行政を考えると、目の前のことだけを判断するんではいかんぞということで、私も同期議員でありましたから、遠慮なしにそういう発言したんじゃけれども、聞くところによると、山田の商工会と一遍話ししたらどいやと、案外つれない話があっつかんがと。ほんだから、少しその点については、高松市の行き方と、小さい牟礼町の商工会というのは、どうや違うんだと。だから、その辺は十分に理解いただかなんたら、我々は合併に……。

今まで町木とか、大字をどうするとかかんとかというような問題については、常識的にそれは相談、協議会にのせんでも、もう常識の問題なんですけど、これからこういうようになってくると、7回、8回となってきましたと、具体的にそういうような意見が出てくるんですね。

そして、ひとつ遠慮なしに話ししとかな、いざになって、合併して調印したら、もうどうもこうもならんぞと。横綱に十両や幕下が、五剣山がダッシュしていきよるようなもんであかんぞと。本当に今のうちに、ちゃんとしとってくれよというようなひにしりがありますし、そういうことで、今期は助役さんがこういうお立場になってきておるが、その辺のところは気になって、発言もあってくるん。何かそれは食はず嫌いもしよんだらうと思いますけれども、この際、発言しておったらと思います。

以上です。

議長（高木副会長） ほかに御意見がございますでしょうか。

そしたら、今まで第9号から12号ですけど、ございませんですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木副会長） それでは、特に異議がないようでございますので、協議第9号から協議第12号について、一括してお諮りいたします。

協議第9号から協議第12号については、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木副会長） 御異議がないようでございますので、協議第9号から協議第12号につきましては、原案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第13号人権啓発事業（協定項目第24-4号）についてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の13ページをお開き願います。

協議第13号人権啓発事業についてでございます。

提案内容は、ページの中ほどの枠の中にございますように、「人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

なお、具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（高木副会長） ただいま説明のありました協議第13号につきまして、御質問なり御意

見等ございましたら、どうぞ御発言のほどお願いいたします。

三野委員。

三野（八）委員 三野です。

前回第6回のときに発言させていただいたと思うんですが、人権擁護委員のことですね。法務局に増員について要請をするっていうことで、どうなるのかっていうのは、次に御答弁をいただくという約束だったように記憶をしておりますが、いかがになりましたでしょうか。

議長（高木副会長） 事務局へ渡します。

事務局長 それでは、部会の方から説明をいたします。よろしくをお願いいたします。

氏部市民部会長 高松市の市民部長の氏部でございます。

先般の会議で御質問がありました人権擁護委員の取扱いについてでございますが、近く、国の方から公表される見込みでございますが、今、情報として得ておりますものを御説明申し上げたいと思います。

9月15日、法務省の方で人権擁護局専門官からの話としてお伺いしたものでございますが、「合併に伴う旧市町村地区に最低1名は配置する。また、さらに必要がある場合には、前向きにこれを検討する。さらに、全体的な定数の見直しについては、大方の合併が終了した時点で検討する。」というふうな方針が示されております。

そういうことで、今後、牟礼町さんの御意向を伺う中で、国の方に増員要望をしてみたいと思います。

以上でございます。

議長（高木副会長） ありがとうございます。三野委員、よろしいでしょうか。

三野（八）委員 はい。

議長（高木副会長） ほかに御意見等ございますでしょうか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木副会長） それでは、特にないようでございますので、協議第13号についてお諮りいたします。

協議第13号については、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木副会長） 御異議がないようでございますので、協議第13号につきましては、原案のとおり確認いたします。

次に、協議第14号生活保護事業（協定項目第24-8号）についてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料16ページをお開き願います。

協議第14号生活保護事業についてでございますが、提案内容は、ページ中ほどでございますように、「生活保護事業については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

なお、具体的な調整内容につきましては、前回会議で御説明いたしましたので、本日は説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（高木副会長） ただいま説明のありました協議第14号につきまして、御質問なり御意見等ございましたら、どうぞ御発言のほどお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木副会長） それでは、特にないようでございますので、協議第14号についてお諮りいたします。

協議第14号については、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木副会長） 御異議がないようでございますので、協議第14号につきましては、原案のとおり確認いたします。

次に、協議第15号地方税の取扱い（協定項目第9号）についてを議題といたします。

なお、これから後の協議第15号から第18号につきましては、会議規程第5条第2項の規定に基づき、本日の会議では、提案及び協議事項についての説明、質疑などを行い、次回の第8回会議において、改めて質疑、協議を行った上で、意思集約を図ることといたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、協議第15号の提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料19ページをお開き願います。

協議第15号地方税の取扱いについてでございます。

この地方税の取扱いにつきましては、高松市及び牟礼町に関係します、それぞれの市町村税を合併後にどのように取り扱うかを定めるものでございます。

提案内容を御説明させていただく前に、この調整内容につきまして、別とじの附属資料で先に説明させていただきたいと存じます。

附属資料の77ページをお開き願います。附属資料77ページでございます。

「地方税の取扱いについて」に関する資料でございます、9項目でございます。

合併特例法では、合併関係市町相互の間で地方税の税率が異なることなどによりまして、合併後、直ちに合併市町の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって、住民の負担にとって均衡を欠くことになると思われる場合には、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限って課税をしないこと、または不均一の課税をすることができる旨定められておるものでございます。

この協議第15号につきましては、このような規定を踏まえまして、税が住民に負担を求めるものであることを勘案し、急激な変化を来さないよう配慮して調整をしたものでございますが、不均一課税などの経過措置を設けるに当たっての基本的な考えでございますが、税率の変更の場合には3年の経過措置を設け、また、新たに課税することになる税目につきましては、合併特例法の規定を最大限活用して、5年間の経過措置を設けたものでございます。

それでは、説明させていただきます。

次の78ページをごらんいただきたいと存じます。

まず初めに、個人市・町民税でございます。

現況でございますが、1の納税義務者、2の均等割の の税率、そして3の所得割及び4の申告書提出期限につきましては、高松市、牟礼町共に同様でございますが、2の均等割の の非課税基準及び5の納期において違いがございます。

まず、2の均等割の の非課税基準でございます。資料には、積算方法を記載しておりますが、例えば、夫婦2人と子供1人の標準的な世帯で計算をいたしますと、高松市では114万3,000円、牟礼町では101万6,000円となり、この非課税基準につきましては、高松市の制度に統一した場合、牟礼町の住民の負担の軽減となるものでございます。

また、5の納期につきましては、第1期から第3期までは、両市町とも同じでございますが、第4期の納期は異なっております。

これら相違点の調整といたしまして、合併年度から高松市の制度に統一いたしますと、納付に関して混乱を招くおそれがあることから、ページ右下の一番下の調整案の欄にございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、均等割の非課税基準及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としたものでございます。

続きまして、79ページをお開き願いたいと存じます。

法人市・町民税でございます。

この法人市・町民税につきましては、2の税率において差異がございます。高松市では、均等割及び法人税割ともに標準税率の1.2倍までの制限税率を適用しております。一方、牟礼町では、均等割及び法人税割とも標準税率を適用しております。

この調整に当たりましては、税率が異なっておりますことから、合併特例法に規定されております不均一課税を適用し、ページ右下の調整案でございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。」としたところでございます。

続きまして、80ページをごらんいただきたいと存じます。

固定資産税でございます。

この固定資産税につきましては、1の納税義務者から5の評価方法までは、ほぼ同様でございますが、6の納期につきましては、第3期と第4期の納期が異なっております。

この相違点の調整といたしまして、合併年度から高松市の制度に統一しますと、納付に関して混乱を招くおそれがあるということから、調整案でございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、81ページの軽自動車税でございます。

申しわけございませんが、記載内容に誤りがございましたので、本日、訂正いたしました1枚ものの資料を、別途配付いたしております。そちらの方の資料をごらんいただきたいと存じます。本日、別途お配りいたしております資料でございます。軽自動車税の調整に関する資料でございます。

〔増田会長入場。議長席、高木副会長にかわり増田会長が着席〕

この軽自動車税につきましては、2番目の税率が異なっております。高松市では、50cc以下の原動機付自転車及びミニカーについては、標準税率を適用いたしておりますが、その他の車種につきましては、制限税率を適用いたしております。一方、牟礼町では、すべての車種について標準税率を適用いたしております。

調整案でございますが、税率が異なっておりますことから、これまでの税目と同様に「高松市の制度に統一する。ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。」としたところでございます。

続きまして、82ページをごらんいただきたいと存じます。

市・町たばこ税でございますが、両市町とも同じ内容でございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、83ページをお開き願います。

特別土地保有税でございますが、この特別土地保有税につきましても、両市町同じ内容でございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

なお、83ページの現況欄の一番下の参考でございますように、この特別土地保有税につきましては、平成15年度の税制改正によりまして、15年度以降保有分及び取得分とも、新たな課税は実施しないこととされておりますが、ただし書きでございますように、今回の課税凍結に伴い、現在、非課税、特例譲渡または免除土地予定地として、徴収猶予中の納税義務者については、課税が免除されませんので、課税が発生する場合も想定されます。

続きまして、84ページをごらんいただきたいと存じます。

入湯税でございます。

この入湯税につきましては、高松市のみ課税をいたしておりますが、牟礼町ではこの課税制度及び該当納税義務者が存在しないことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、85ページをお開き願いたいと存じます。

事業所税でございます。

この事業所税につきましては、人口30万人以上の市等において課税されるものでございまして、現在、香川県内では、高松市だけが課税しているものでございます。

この事業所税の調整でございますが、牟礼町におきましては、全く新たな税目となりますことから、合併特例法の規定を最大限活用した激変緩和の措置を適用いたしまして、ページ右下の調整案でございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。」としたものでございます。

続きまして、86ページをごらんいただきたいと存じます。

納税関係について御説明を申し上げます。

この納税関係には、1の納期前納付に対する報奨金、2の口座振替制度及び3の滞納処分の3つの項目が挙げられております。

このうち、1の納期前納付に対する報奨金と3の滞納処分において市町間で違いがございます。

まず、1の納期前納付に対する報奨金でございますが、資料には、16年度の現況を記載いたしておりますが、高松市の欄の最後に印で記載しておりますように、高松市では、平成17年度から納期前納付に対する報奨金の制度を廃止することとなっております。

また、3の滞納処分につきましては、高松市では市において実施いたしておりますが、牟礼町では、徴収困難なものは、木田香川滞納整理組合に委託をいたしております。

これらの相違点を踏まえた対応策でございますが、ページ右側の中ほどの対応策の欄にございますように、合併特例法に規定されております激変緩和措置を適用して、固定資産税に係る報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。住民税に係る報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から廃止することとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

これによりまして、牟礼町地域に係る報奨金につきましては、合併年度は、納期前に納付した税額×100分の1×納期前の月数、という現行の牟礼町の制度が適用されますが、合併年度の翌年度から、住民税に関する報奨金が廃止され、固定資産税に関する報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、現在の高松市の制度、つまり、納期前に納付した税額×100分の0.5×納期前の月数、という現行の高松市の制度が適用されるということとなります。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の19ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料19ページでございます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、19ページの枠の中に記載しておりますように、「地方税の取扱いについては、高松市の制度に統一するものとする。ただし、1、牟礼町に係る法人市・町民税、軽自動車税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱うものとする。法人市・町民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。2、牟礼町に係る個人市・町民税の均等割の非課税基準並びに個人市・町民税、固定資産税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松

市の制度に統一する。3、牟礼町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。」というものでございます。

以上が提案内容でございます。

なお、参考資料といたしまして、次の20ページから22ページにかけては、地方税の概要を掲載いたしております。また、その後の23ページには、市町村の合併の特例に関する法律の中の地方税の特例に関する条文の抜粋を記載をいたしております。恐れ入りますが、本日は説明を省略させていただきます。後ほどごらんいただければと存じます。

続きまして、24ページをお開き願いたいと存じます。

24ページには、この地方税の取扱いについての先進地域の事例といたしまして、平成11年度以降に編入合併いたしました10市の状況を記載いたしております。10市のうち八つの市で不均一課税を行っており、不均一課税の期間は、合併年度のみが2市、合併年度プラス3年度が4市、合併年度プラス5年度が1市、その他が1市となっております。資料には、そのうち4市の事例を記載しておるものでございます。

また、次の25ページには、同じく先進地域の事例といたしまして、現在、協議を進められております中核市の事例を記載いたしております。

以上が協議第15号地方税の取扱いについての説明でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） 失礼をいたします。

本日、私よんどころない用務が急遽発生いたしまして、高木副会長さんに進行役をお願いしておりましたが、ただいま用務が終了しましたので、これより私の方で進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま説明がありました協議第15号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

安戸委員 牟礼町の安戸でございます。

地方税の取扱いということでございますけど、これは、国の方の制度で三位一体化の税のあり方というものが、まだきちっと決まってないんで、そのあたりがどういうふうになってくるんか、それによっては税のかけ方がまた変わってくるんじゃないのかなと思うんで、その辺はどういうことですか。そういう三位一体化の説明は全然なかったと思うんです。

議長（増田会長） 事務局の方から説明いたします。

事務局長 説明をさせていただきます。

合併協定項目で協議していく案件につきましては、現在の高松市と牟礼町の実施しております制度の違いをどうするかということ協議するものでございますので、三位一体の改革によって、当然、何らかの改革、改善が行われるということは想定されますけれども、現時点では、想定段階でございますので、それを確定した段階で、あるいはその状況を見ながら、合併後に対応しなければならないということがどうしても必要であるという場合については、改めて協議の対象となるわけでございますが、現時点においては、ここに提案してある内容が、両市町のそれぞれ実施している内容に基づいて、どのように対応するかという協議内容でございますので、その点御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

安戸委員 三位一体化の分の問題についても、これはまだスパンがあるから、その間に決まった時点においては、その分については協議会の中で議題に出してもらおうという、一応、項目は入ってほしいということなん。

それと、固定資産税のことでございますけども、固定資産税は、高松市と牟礼町との字境があるところで固定資産税の税額が違うわけやな。そういうところを高松市に右へ倣えということやけども、高松市に右へ倣えというたら、高松市の方の安い方をそのまま右へ倣えになるんか、そのあたりの税の説明のときには、もう少し詳しいにちょっと説明せななわからんと思うんです。

議長（増田会長） じゃあ、事務局から説明いたします。

事務局長 その点については、部会の方から説明をお願いいたします。

須和企画財政部会委員 資産税課長の須和でございます。

私の方からちょっと説明させていただきます。

具体的に価格の相違があるものにつきましては、一応、評価替えのときに価格を調節することで御理解を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

安戸委員 最初からそういうことを説明の中に入れてなかったらいかんと思うんですよ。ということは、牟礼町の固定資産税の基準地と高松市の固定資産税の基準地が違うでしょ。どしたって、牟礼町が一番西の端のところ、銀行のあるところから平均に下がっていったわけやな。高松市の高松町の近辺の基準地がどこかわかりませんが、それからこう下がってきとるわけや。そこで、何らかのギャップがあるわけやな。その分については、3年間の見直しの間に

高松市に統一させてもらおうとかというような項目がなからないかんに、全然説明してないから。ほやから、大体の説明をしよるような気がするん。合併するから、それぞれ真剣になって議論せないかんに、そういう項目がないというんは、大体のことしか上がってきてないと思う。そういうことなんです。

須和企画財政部会委員 個々に評価の方法等が、若干相違する部分もございますが、これにつきましては、合併の協議の中で調整をしまいたいと思います。基準地につきましても、高松も何ほかありますが、牟礼町さんにつきましても、おっしゃるとおり、その基準地に基づいてその周辺の価格を決めていく方法をとられております。高松市も同じでございますので、高松市の牟礼町側に近いところと、今現在の牟礼町さんの価格等を調整をいたしまして、その価格を協議をしまいたいと思います。その……

安戸委員 議長、そんなこと聞きよらんや。項目を入れとってくださいということと言よる。項目が不備なから、そういう項目をきちっと入れとってくださいということと言よるわけであって、調整するとかせんとかそなた話と違うん。ほやけん、そういう説明の中に、住民に対して納得のいく説明をするには、そういう案文をきちっと入れとってくださいよということなんや。そういう案文が入ってないから、不信に思うから、どうですかということ聞きよるわけや。ほやけん、案文を入れるなら入れるということ言うてくれたらそれで終わりなん。

議長（増田会長） 先ほど説明申し上げましたように、他市の合併の協定項目もこの程度の基本方針までということで、個別の案件については、やはり合併協議会の中で、今後、決定していくということでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

ほかに何かございせんでしょうか。

はい、どうぞ。

三野（八）委員 三野です。

いろいろ、税が高松と牟礼町で違う場合とか、牟礼町には全くない場合とかというんで、経過措置が3年とか5年とかありますが、例えば事業所税の場合は、合併年度から続く5年度は免除すると、こうなってますが、その後、段階的に緩和しているというような、そういう事例は、もしありましたらお知らせをいただきたいのと、この参考資料ですか、24ページの説明がありました先進地域の事例のところで、その他1市っていうのがあるんですが、この下にずっとある中のその他1市っていうのはどれですか。もしこれがないんだったら、どういうことなのかというのを御説明いただきたいと思ひます。

議長（増田会長） それでは、部会からお答えします。

どうぞ。

草薙企画財政部会委員 高松市税務長の草薙でございます。よろしくお願いいたします。

まず、事業所税でございます……

三野（八）委員 例えの話なんですけどね。

草薙企画財政部会委員 はい。事業所税で、いわゆる経過措置は最大限5年というふうに設けられております。それから段階的にというものではございません。課税しない期間の、国の法律で定められております期間の最大が5年という意味でございます。それがまず1点目でございます。

それから、24ページ、ちょっと、私、どういう御趣旨か……。

三野（八）委員 24ページ、その他1市って書いてありますでしょ。不均一課税を行った8市の当該措置期間というので。

草薙企画財政部会委員 はい、わかりました。それにつきまして、ちょっと事務局の方からお願いいたします。

三野（八）委員 もしわからなければ、次までに調べていただければいいですが。

議長（増田会長） 今、お答えできないんだったら後ほど……

事務局長 今、手元の資料では、ちょっと確認できませんので、できれば後日あるいは後刻、資料を整えたいというふうに思います。

議長（増田会長） できるだけ早くお知らせするようにいたします。

はい、どうぞ。

三野（八）委員 御答弁いただきました。もちろん法律に基づいては、3年間とか5年間とかが免除されるというのは、それ法律どおりで、その後、段階的に緩和している町、今まで合併したところでそんなことを、もし事例がありますかという問いなんですけど。

議長（増田会長） はい。

草薙企画財政部会委員 失礼いたしました。そういう段階的に緩和している市はございません、把握している段階では……。

三野（八）委員 はい。

議長（増田会長） ほかにどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特になければ、協議第15号につきましては、次回の第8回会議におきましても改めて質疑、協議等行いますので、その際にまたよろしくお願いいたします。次回、意思集約

を図らせていただきます。

それでは、次に、協議第16号条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、会議資料26ページをお開き願います。

協議第16号条例・規則等の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページの中ほどにございますように、「条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。」というものでございます。

その調整内容につきましては、附属資料で御説明申し上げます。

附属資料の88ページをお開き願います。附属資料88ページでございます。

資料には、両市町の条例・規則等の数を整理いたしております。記載のとおり、平成16年4月1日現在で、高松市では、条例が233本、規則が282本、規程等が165本でございます。

一方、牟礼町では、条例が135本、規則が105本、規程等が68本でございます。

この条例・規則等の数につきましては、両市町で、例えば要綱を例規集に登載するか否かなど、その取り扱いが若干異なっておりますことから、あくまで、本年度当初において例規集に登載されている本数により記載をいたしたものでございます。

両市町におきましては、これらの条例・規則等に基づき各種の行政制度が設けられ、事務事業が行われておりますことから、調整案といたしましては、ページ右下の枠の中に記載のとおり、「条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。」としたところでございます。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、会議資料の27ページにお戻り願いたいと存じます。27ページでございます。

27ページには、平成11年4月1日以降に編入合併をいたしました先進地の状況を記載しております。

また、次の28ページには、現在、合併協議が進められております中核市のうち、4市の事例を記載いたしておりますが、基本的には編入する自治体の条例等を適用することといたしております。

以上で協議第16号条例・規則等の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをい

たします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第16号について、御質問、御意見等がございましたら御発言願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第16号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることとさせていただきます。

それでは次に、協議第17号電算システム事業（協定項目第24-2号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の29ページをお開き願いたいと存じます。

協議第17号電算システム事業についてでございます。

提案内容を説明させていただく前に、まず、調整内容につきまして、附属資料の方で御説明を申し上げます。

附属資料の89ページをお開き願いたいと存じます。附属資料89ページでございます。

「電算システム事業について」に関する資料でございます、2項目でございます。

次の90ページをごらんいただきたいと思います。

まず、システムの種類でございますが、高松市では、職員が使用しているパソコンのOAソフトウェアの利用によるシステムを除きまして、資料に記載のとおり、人事管理から会議録の検索まで、56のシステムが稼動しておりまして、いずれも機器等を高松市役所の庁舎内に設置し、運用管理を行っております。このうち、システム名の最後に 印をつけておりますシステムは、業務主管部門が独自に導入しているものでございます。

一方、牟礼町におきましては、人事管理から法定外公共物（管理）までの22のシステムが稼動しておりまして、同じように、機器等を牟礼町の庁舎内に設置し、運用をいたしておるところでございます。また、システム名の最後に 印をつけておりますシステムは、業務主管部門が独自に導入しているものでございます。

これらの問題点・課題でございますが、ページの右上の枠の中に記載のとおり、電算システムにつきましては、各種事務事業の統合協議によりシステムの改修が必要となること。また、高松市のシステムと牟礼町の対応するシステムとの間の互換性がないこと。地籍調査等、牟礼町のシステムで高松市側に対応するシステムがないものがあること、の3点が挙げられます。

対応策でございますが、その下に記載しておりますとおり、各種事務事業の統合協議内容に合わせ、必要なシステム改修を行うこと。牟礼町のシステムが保有しているデータを高松市側のシステムに取り込めるよう変換すること。牟礼町のシステムのうち、高松市に対応するシステムがないものは、必要な改修を加え使用の中で、今後の活用について検討すること。当初からの統合を必要としないものについては、運用面に対応する、というものでございます。

調整案でございますが、「高松市の電算システムに統合する。統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。ただし、高松市にないシステムについては、牟礼町のシステムに必要な改修を加え使用する。」としたところでございます。

続きまして、91ページをお開き願います。

庁内LANの状況でございます。

まず、両市町の現況でございますが、1の接続拠点にございますように、現在、高松市、牟礼町では、いずれも庁内LANを整備いたしてありまして、それぞれ、ごく一部の例外を除いて、本庁舎と出先施設の間を接続いたしてあります。また、インターネットを初め、同様な外部への接続を行っております。

次に、2の庁内LANにおいて、住民情報を扱うネットワークと内部管理情報等を扱うネットワークを分割しているかどうかでございますが、高松市ではこれらを分割せず、一つのLANで両方扱っておりますが、牟礼町では、それぞれ別のネットワークを構築しているところでございます。

また、3のパソコン設置台数につきましても、両市町とも、必要な職員には、1人1台の環境が整備されているところでございます。

この庁内LANについての問題点・課題でございますが、右上に記載のとおり、別々のネットワークであり、運用管理の体系が異なること。インターネット等の外部ネットワークへは、それぞれ別に接続していること。別々のネットワークの統合をする場合、情報セキュリティの面で問題が生じやすいこと。牟礼町では、基幹系LANと情報系LANを物理的に分けているのに対し、高松市は同一LAN上で構築しており、セキュリティ対策の手法も異なっていること、の4点が挙げられます。

これらの対応策でございますが、牟礼町の庁内LANを高松市の庁内LANに組み込む。外部への接続は、現在、高松市が接続している回線に統合する。統合に当たっては、セキュリティ対策に万全を期することとし、調整案といたしましては、「高松市の庁内LANに統合する。」と

したところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の29ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明を申し上げました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページの中ほどにございますように、「電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。統合に当たっては、合併時の稼働を目的とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。ただし、高松市にないシステムについては、牟礼町のシステムに必要な改修を加え使用する。」というものでございます。

以上が提案内容でございます。

続きまして、30ページをごらんいただきたいと存じます。

30ページには、この電算システム事業についての先進地域の事例といたしまして、平成11年度以降に編入合併いたしました先進地域10市の状況を記載いたしております。

また、次の31ページにつきましては、現在、合併協議が進められております中核市の事例を記載しておりますが、いずれの市におきましても、編入する市のシステムに統合することを基本といたしております。

以上で協議第17号電算システム事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第17号について、御質問、御意見等がございましたら御発言をお願いします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第17号につきましても、次回、第8回会議で改めて質疑等を行い、意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第18号広聴広報事業（協定項目第24-3号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、32ページをお開き願います。会議資料32ページでございます。

協議第18号広聴広報事業についてでございます。

提案内容を御説明させていただく前に、調整内容を附属資料で先に御説明を申し上げます。

附属資料の92ページをごらんいただきたいと存じます。附属資料92ページでございます。

「広聴広報事業について」に関する資料でございます、ここでは5項目でございます。

次の93ページをお開き願います。

まず初めに、市(町)民相談事業について御説明申し上げます。

両市町の現況でございますが、高松市におきましては、本庁舎1階の市民相談コーナーにおきまして、市政相談、一般相談のほか人権法律相談を初めとする16種類の専門相談を実施いたしております。また、欄外に記載しておりますように、各担当部署におきまして、母子、交通事故など、さまざまな相談を行っているところでございます。

一方、牟礼町におきましても、現在、庁舎別館の会議室等におきまして、住民相談を初め、4種類の相談事業を実施いたしております。

これらの現況を踏まえた問題点・課題でございますが、右の上の枠の中に記載しておりますとおり、両市町間では相談内容、相談回数に差異があること。高松市の制度に統一した場合、牟礼町では、高松市役所本庁まで来なければならず、高齢者等に不便を来すおそれがあることが挙げられます。

対応策でございますが、その下でございますように、牟礼町で行っている相談事業については、牟礼町の住民の利便性も考慮し、現行水準を下げないような方法での開催について検討する、とし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、現在、牟礼町が実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。」としたところでございます。

続きまして、94ページの広聴事業(その他)について御説明申し上げます。

資料に記載のとおり、現在、高松市では電子会議室運営事業、市政出前ふれあいトーク、市長への提言の三つの広聴事業を実施いたしておりますが、このうち、1の電子会議室運営事業につきましては、牟礼町では実施いたしておりません。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、95ページをお開き願います。

95ページは広報紙でございます。

現況でございますが、資料に記載しておりますとおり、4の配布先につきましては、両市町とも同じでございますが、その他の項目についてはそれぞれ違いがございます。

問題点・課題でございますが、右上にございますように、発行回数、発行日、配布方法に差異

がある。牟礼町の住民に対し、合併後の手続き方法や窓口を十分に周知する必要があることが挙げられております。

対応策といたしましては、高松市の制度に統一する。なお、合併後に各種の手続等を記載した「くらしのガイドブック」を牟礼町の全世帯に配布することとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、96ページをごらんいただきたいと存じます。

視覚障害者等への広報でございますが、高松市では、点字広報、声の広報、テレホンサービス等を実施いたしておりますが、牟礼町では事業を実施しておりませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、97ページをお開き願いたいと存じます。

広報事業（その他）でございます。

まず、1のホームページでございますが、両市町とも掲載内容は異なりますものの、それぞれホームページを開設いたしております。

また、2のメールマガジンと3ケーブルテレビにつきましては、高松市のみで実施しているものでございます。

次に、4の防災行政無線を利用した一般広報でございます。防災行政無線そのものの取り扱いにつきましては、消防防災関係事業という別の合併協定項目の中で、別途、協議が行われることになっておりまして、ここでは防災行政無線を利用した一般広報について、その取り扱いを協議をするというものでございますが、これにつきましては、牟礼町のみ実施いたしているものでございます。

以上のような現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の32ページをお開き願いたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明を申し上げました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページの中ほどにございますように、「広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。現在、牟礼町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。」というものでございます。

以上が提案内容でございます。

続きまして、33ページをごらんいただきたいと存じます。

33ページと次の34ページには、これまでと同様に先進地域の事例を記載いたしております。

いずれの市におきましても、基本的には、編入する市の制度に統一することとして調整が行われております。

以上で協議第18号広聴広報事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第18号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第18号につきましても、次回会議で改めて質疑等を行い、意思集約を図ることといたします。

会議次第5 その他（1）建設計画作成に当たっての住民懇談会について

議長（増田会長） 次に、会議次第の5その他でございますが、まず、（1）の建設計画作成に当たっての住民懇談会について、事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、事務局から説明させていただきます。

会議資料35ページをごらんください。

その他（1）の建設計画作成に当たっての住民懇談会について御説明いたします。

次の36ページをお開きください。

別紙1「新しいまちづくりを考える住民懇談会」についてでございます。

前回の協議会で、その結果について御報告いたしましたが、本日はその概要が整理できましたので御報告するものでございます。

住民懇談会につきましては、8月19日の午後1時半と午後7時、8月20日金曜日の午後2時の都合3回、牟礼町役場において開催し、計36人の皆様の御出席をいただき、御意見、御要望等をいただいたところでございます。

懇談会での主な意見等でございますが、36ページから42ページにかけまして、牟礼町地域の役割、基本的な発展方向など、大きく10の分野等に区別して整理しております。また、43ページ、最後のページでございますけれども、43ページには、4として協議会・市町への要望等を一覧表として整理いたしております。

本日は時間の関係もございますので、個々の説明は省略させていただきます。後ほどごらんいただければと存じます。

以上、簡単でございますが、建設計画作成に当たっての住民懇談会についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第5 （2）高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について

議長（増田会長） 特にないようございましたら、次に、（2）の高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の35ページをごらんいただきたいと存じます。

（2）の高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議の状況についてでございます。

この後に、別紙2としてお配りしております1枚ものの資料をごらんいただきたいと存じます。1枚ものの資料で、合併協定項目の協議状況という別紙2という資料番号を振った資料でございます。それをごらんいただきたいと存じます。

現在、高松市におきましては、近隣の6町と、個別に合併協議会を設置し、協議を進めておりますが、委員の皆様の参考としていただくため、各合併協議会の合併協定項目の協議の状況を一覧表に整理したものでございます。資料の中で掲載いたしておりますのは、協定項目ごとに印を付してございますが、○が提案済みの合併協定項目でございまして、△が既に合併協議会で確認をされた合併協定項目でございます。この資料は、表の右上に記載しておりますように、本日、10月4日現在のものでございます。

なお、左端の高松市・塩江町合併協議会の協定項目のうち、2の合併の期日につきましては、昨年、合併の目標期日が確認をされておりましたが、去る9月27日の協議会で、平成17年9月26日という具体的な合併の期日が、改めて提案されておりますので、申し添えておきます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第5 （3）高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） ないようでしたら、次に（３）の高松市・牟礼町合併協議会の会議開催予定について、事務局から説明いたします。

事務局長 それでは、開催予定を説明申し上げる前に、先ほど、三野委員から御質問のありました会議資料の２４ページの地方税の取扱いについて、先進事例、その他の１市でございますが、わかりましたので説明をいたします。

新潟県の新発田市でございます。国民健康保険税の取扱いについて、不均一課税の年限は限らないということで、合併協定の段階では、年限が決まらないということございまして、合併後の市において、税率を改正するというふうでございます。

いたが、不均一課税にはすると、だから、現行のとおり、そのまま継続するんですけども、３年にするか５年にするかというのは合併協議では決めていないという、非常にあいまいな合併協定項目になっておるようでございます。

以上でございます。

事務局次長（加藤） それでは、会議の開催予定について御説明申し上げます。

会議資料の３５ページをごらんいただきたいと存じます。

（３）の会議の開催予定でございます。

この会議資料を印刷した段階では、具体的な日時等が決まっておりましたことから、資料には記載しておりませんが、その後、調整を行った結果、次回の第８回会議につきましては、１１月２２日、月曜日の午前９時半から開催をするということといたしております。場所につきましては、開催順ですと、牟礼町での開催順番ということになりますが、現在、調整中ございまして、決まり次第、委員の皆様にご連絡させていただきたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

事務局からは以上でございます。

議長（増田会長） 以上が、その他ということで、事務局からの説明でございました。

この際、合併問題全般について、皆様方の方で何かございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

渡部委員 牟礼町の渡部でございます。

実は、いよいよ大詰めを迎えてまいりましたが、このたび、新聞紙上でびっくりいたしました。選挙区問題と議員定数問題が高松案として掲載されておりました。これについては、もうデリケートな問題でもありますし、非常に大事な問題であります。地方自治をあずかる者として、これまた重要な根幹であると思っております。このことが新聞に、我々委員が知らない間に報道

されました。私も、あの数字が悪いとかどうかという問題ではなくて、出し方について、ちょっとこれは御検討いただく必要があるのではないのかということで、この席で、ひとつまた御説明をいただきたいなと、このように思います。どうしてああいう経過をたどらなければならなかったのか、また、もっと、その提案する仕方について方法はなかったのかということについてお伺いさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（増田会長） 事務局から説明いたします。

事務局長 ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の報道機関において先に報道されたということの事情、経緯等について説明をさせていただきますけれども、合同幹事会につきましては、高松市が設置にかかわっている六つの合併協議会の幹事会の委員を対象に、高松市として案内し、開催をされたものでございます。これが9月21日でございます。その合同幹事会において高松市から提示された内容が、9月27日の新聞で報道されたわけでございますが、協議会の事務局として承知していることで申し上げますと、高松市側から、説明に当たり、資料が配付されたわけでございますが、当然、その資料は各町が持ち帰り、町の議会なり合併協議会関係者に説明を行う場合に利用されるものでございます。高松市からは、できる限り速やかに各町において検討を行ってもらいたい旨の要請があり、各町においても直ちに説明の場を持ったり、とりあえず資料のみを関係者に配付したりされたようでございます。報道機関によりますと、資料の入手先は明らかにしませんけれども、ある町が町議会に説明した際に配付されたものを入手し、他の町の関係者にも確認をとった上、記事にしたようでございます。

なお、協議会の事務局なり高松市側からは、資料は提供しておりませんので、その点御理解をいただきたいと存じます。

また、高松市側の対応状況といたしましては、合併協議会の委員には説明をされたようでございますが、市議会の合併問題特別委員会には、まだ説明をしていないとのことございまして、資料の外部への流出については慎重に対応をしているようでございます。

このことは、報道の自由とのかかわりがあって非常に難しいことではございますが、いずれにしても、このようなことが続きますと、合併協議に何らかの影響を及ぼすことにもなりかねませんので、事務局としても、今後とも取り扱いには注意を払ってまいります。各市町においても、さらに一層注意を払っていただきますようお願いをいたしたいと存じます。

それから、第2点の合同幹事会で提示する方法、他の方法はなかったのかということでございますが、先ほど申し上げましたように、この合同幹事会が高松市が設置にかかわっている六つの

合併協議会の幹事会の委員を対象に、高松市として案内したものでございます。協議会の事務局としてその場で聞いたことで申し上げますと、各合併協議会における段々の御意見として、合併協定項目のうち、議員の定数及び任期の取扱いや地域審議会の取扱いなど、合併協議の根幹となるような案件で、最終的に町ごとに異なる取り扱いはできないもの、また、必然的に同一の対応が求められるものについては、全市町と一緒に話し合える機会を設け、できる限り早い段階に合併協議会に提案できるよう、高松市の考えを示されたいとの意向が出されておりました。このような町側の要望等を踏まえ、高松市としては、協議会に提案する前段階での協議、調整の場として設置されている幹事会の委員に集ってもらい、関係町が一堂に会する場で、高松市としての具体的な考え方を明確に説明し、各町において検討してもらった方がいいのではないかとの判断で開催されたと伺っております。

また、できれば10月中旬以降に開催される協議会に、順次、提案できるようにしたいとの考えも示されております。

御提言の、ほかの方法等についてでございますが、意思集約の方法はさまざまにございまして、それぞれ一長一短があるわけでございますが、最終的には関係市町の合意、特に議会の議員の取扱いについては、議会側の御理解が必要でございますし、高松市としては、前段で円滑で効率的な協議を行うためにも、また、高松市民からも広く理解が得られ、市としても円満に合意ができる妥当な範囲を、まず、高松市としての考えとして示すことが重要であるとの判断をされたようでございます。

いずれにいたしましても、事務局としても、これらの問題については、とにかく早く合併協議会の場に具体案を提案し、正式に協議ができるようにすることが重要ではないかというふうに考えておりますので、ある程度機が熟せば、事務局提案という形ででも提案を考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしく御理解をいただきたいと思っております。

渡部委員 牟礼の渡部です。

よく経過についてはわかりましたし、先ほど申し上げましたように、議員の問題ですから、直接、我々としては決めにくい問題でございまして、そういう御提案がされたことについては、スムーズに進行するために、また、きょうの各合併協議会との協議状況も、おおむねそういう中盤以降の段階に差しかかってますから、急がれる町もあろうかということでは理解できます。

ただ、これは先ほど申し上げますように、増員を11名にするのか、12名にするのかとか、10名にするのか、そういう選挙区をどうするのかというのは、これ、どういう方法でやったら

いいのかというのは、本当に慎重に考えなくちゃならん重要な問題だと思いますので、これから、これを、御協議を私たちも皆さんにお願いせないかんと思うんですけども、ひとつ、こういう形で出ますと、今は、その報道に対する、事務局としては、慎重に扱ったということで私たちもほっとしてるんですけども、高松市側の案が、もう常にこのように出てきて、そしてこれでこういくんだと、こうなりますと、もう対等な合併協議じゃないじゃないかという町民の心配もございますし、こういうことが本当に報道された時点で心配しているところでございます。

そういうことで、これからの進め方については、どうか今も慎重の上にも慎重を重ねていただきたいし、この問題についての進め方について、特別な協議方法をひとつ考えていただきたいなと、このように思います。

議長（増田会長） 御趣旨はよくわかりました。今後、どういう方法が適当なのか、慎重に検討してまいりたいと思います。

ほかに。

どうぞ、はい。

松田委員 松田でございますが、うちの議長、これ上品に発言しとん。ええ格好した発言。こないようなことを、私、議員さんも同じであるし、会長さんもそういう立場の方だと。事務局あたりが軽々に発言してますよ、この新聞見たら、選挙区で。これ、うちの議員さん、皆コピーしとりますよ。高松市になったら、議員さんは2名ですかというお言葉が多いですね。マスメディアから言うところから関係ないといえども、このようなことを、私、助役も町長もみんなおったけど、我慢してはる。そなた話を聞いて戻るとというのが間違うてしもとるでないか。どしていすをけて戻ってこんのや。こんな大事なことを聞いて、いや話だけあ聞いてくれいうて、わしはそれがやっぱり納得できんのですよ。

やっぱり、こういうことについては、我々の協議会も6町あるんだから、早い遅いもありますけれども、我々の議会側としても、皆もう友好善隣にやっりょんだから、その辺のこともあってというけど、それは会長も、それは難しいということになって、なぜ、執行部の人だけを寄せて、この話はこうだというようにしたんか、それ、わしは不思議でいかん。そんなこと、二、三日前のこれの打ち合わせ会に、私、大概、人間、人柄が、人がええというんで、高松のお世話にならないかんというような観念、認識も持っておりますが、このことについて、もう片や四捨五入、片や下げる、それは香川町の1人当たりの所得、国分寺町の所得、研究してきましたよ、牟礼町の1人当たりの所得、ほりゃ生活保護者でも有権者ですから、そんなことは言いませんが、やはりここまで来たらちょっと軽うに考えとんと違いますか。

これは、特に、この定数いろいろな問題は、これから県会議員の地区割の問題、衆議院の国会議員の問題、いろいろあってきますよ、こうなったらどうなる。そういうときに、こんだけ大きく新聞に出て、私これから市議員になろうと思うわけではないですが、やっぱり一番議員が、このことについて、若い議員もおりますよ。牟礼町にも、1期、2期の議員さんもおりますし、若い人おりますよ。このことについては非常にシビアな考えを持っただけです。それでやろうと、地域のものにやろうと思うても、3回、2回というんは相談中といえども、このことがどういう影響をしてくるかということと考えたら、マスコミが勝手に報道したんじゃとか、何やかんや言うんじゃったら、マスコミに対して、こなん勝手な報道するんだったら責任とれというて、四国新聞に言うぐらいな。ほうせんと、こんだけ友好善隣の牟礼町は、仲よく高松市と一緒になると、こう言よるときに、こなんを軽々に出されたら、対等なお話しすると言いながら、やっぱりもう高松市にすべてがやられてしまうじゃないかと、こういう意見、非常に多いんです。

わしら、大浦先生もそうでしょうけど、合併の委員長としては、やはりできるだけ皆さんの御意見を聞いて、粛々として、ほいで相談かけられてきたら、まあそう言うなど、人口比率から言うても、香川町、国分寺町には数が負けとるでないかということになって、ほれから今度は暫定1年して、その次は4年間は地域割であるとかと言よるけど、別に地域割でせえでも、1年やって新しくやれば、牟礼町から5人の市議員が出るやら、さぬき市みたいに、寒川町みたいに一人も出んかもわからん。それはもう選挙して、男勝負して、有権者の考えで決めるんですけども、こういうことを出されたら、おい高松市に何じゃかんじゃ言うても、やっぱり結局は押されっぱなしになりょんじゃないかということと言われる。

だから、私は、この会に遠慮ないことを言うていただいて、ほいで配慮ちゅうんか、ああわかったということで、私は前を向きたいと、こう思いますんで、その点、会長さんどうですか。恐らく会長さんとかの立場の人はそうでなかったけど、事務局の林さんについては、どういう意図でそのようにして、各種の町のもの呼んで話したか、これが私もう納得しにくいと。この牟礼町と高松市と話っしょんでしょ。牟礼町と高松市とが話ししてということでどうしようかっていうんじゃって、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

議長（増田会長） 私の方からお答えしますけれども、個別の協議会やっただから、基本的には全部個別でやればいいのはもう十分わかってんですが、その中で、合同の協議会をやれとか、合同の幹事会ができないのかとかという話をこれまでもたびたび聞いておりましたんで、私どもとしても何とかそういう場が持てないか。そういう課題をよく考えると、もうあと残っどる

大きい問題では、こういう問題が、やっぱり皆さんもそれぞれ疑心暗鬼になる問題ですから、個別にやっとなら、あちはどうなつとんだという話になりますから、協議会にしてもそうですし、議員定数にしても、一番問題のものを、これについて皆さんに同時に検討してもらうというのが、合同の会を開くために、もう一番いいのではないかなと私としては判断しまして、それがもう、これでないかということで、いずれ皆さんにお示しせないかんですから、たたき台としては、だれかがどっかで出さないかんわけですから、私としては、それが今回、合同幹事会になじむんでないかなと思ったわけですが。そのように、一方的に私どもが出したというのではなくて、全くこれはたたき台もいいとこで、幹事会でこれから議論し、それで相当煮詰まってきたら協議会に入るもんでございますから、あくまで、もうそういう、これからは陰でいろいろと折衝しなければならぬもんでございますんで、それがたまたま表へ出たということについては、私も大変そういう悪影響を及ぼさないかと思って心配しておりますし、既にそういうことを言われる方からお聞きしましたけれども、出たことについては確かにもっと取り扱いは慎重にするように、きつくいろいろ制限した方がよかったのかなと、文書でまで出さんでもよかったのかなとか、今になれば、そりゃ確かにもうちょっと考えることがあったのかというようなことも思いますが、いずれにしろ、もう合併の期間が近づいておる以上、もうこのあたりでそろそろ出して、しっかり議論していただかないかん時期が来ておるというのは私の認識でございましたので、出たことについては、結果責任はそりゃもうとらざるを得ませんけれども、そういうような事情だったということをお理解いただきたいなと思っておりますけれども。あくまで全く案の案をお示ししたということなんでございますけど。

はい、どうぞ。

三野（重）委員 牟礼の三野でございますが、今、いろいろ議員の定数の件で議論されておるんですが、先ほど説明もございましたように、9月21日に1市6町のそれぞれの幹事が寄りまして、この案件について議論したわけですが、この資料の44ページに、見ていただいてもおわかりのように、それぞれの六つの市町で協議がなされておりますけれども、一番最初にスタートしとる塩江が、合併期日、17年9月26日に決まっておられるようですが、その中でも議員定数はこれもう白紙なんです。ということは、我々としては、これはしっかり一番大事なんだと、こういうことで林さんが今言われたように、事務同士の中でこれは議論した問題であって、これは表に出すとか出さんとかという話ではしてないわけで、どなたかの自治体が出されたというようなお話のようでございますんで、この件については、今、会長さんが言われるように、幹事としても、しっかり我々としても、今後ひっつけていかないかんし、お互いそれは十分

承知しておると思いますんで、私はそのように理解しております。

議長（増田会長） 事務局から補足で説明。

事務局長 段々御指摘いただきましたことについては、もう、今後、肝に銘じてまいりたいと存じます。

なお、若干、制度の問題について、ちょっと改めて御理解をいただいておりますが、議員の取り扱いにつきましては、編入合併の場合の議員の扱いは、合併特例法に基づく特例として、四つの選択肢がございます。四つの選択肢のうち、一つは在任特例でありまして、現在の編入される町議会議員全員が高松市議会の議員の残任期間、在任するという在任特例ですね、全員が高松市議会議員になる、その場合は1市6町が合併したとすれば、124人となるということでございます。

それから、2番目の特例として、定数特例がございます。これにつきましては、いろいろ計算方法があるんですが、それに基づきまして、今回提案したような形で数字として出てくるわけでございます。

もう一つの選択肢、三つ目の選択肢としては、その定数特例を2回活用するというものがございます。

それから、4番目の選択肢としては、在任特例を活用した後、定数特例を1回活用するということでございます。

その中で、どれを選ぶかということで、四つの中から選ぶということになります。定数特例について、先ほど議員の定数の積算方法についてありましたけれども、これについては合併特例法第6条の第2項において、編入合併における定数特例の場合の議員数の計算方法が法律に明記されております。編入される自治体、例えば牟礼町の場合でありますと、牟礼町の人口を高松市の人口で割った数に、編入する高松市の議員定数40人を掛けて出た数字、それが0.5人未満の端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数は1とする、ただし全部の自治体が編入される場合は、算出した議員数が0.5人未満のときも1とするということになっておりまして、つまり最低1人以上は議員の確保が可能となるというものでございます。そのような結果、牟礼町の場合は、人口が1万8,201、高松市の人口が33万2,865で計算をいたしますと、牟礼町の場合2.19ということになりまして、2人の議員を選挙するというのが合併特例法にいう定数特例の計算でございます。

以上でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

松田委員 さぬき市のこともありますし、合併の委員長がそんなんがわからんようなことでこ

の場に座っとらんで、私らは。そんなんは釈迦に説法じゃ、あんたらが言よることは。ただ、何でも、もうそろそろ定数問題も考えないかんのじゃないかという根回し、すり合わせがあったら、こんなこと一口も言いませんよ。一つもなしにずばっときて、ばっと出すというところに、認識がわしは欠けとると思う。わし、長野県の田中知事に、康夫さんにも会いに行ってきましたよ。長野県も行きまして、ぐるり行ってきまして、泰阜村も行ってきましたし、熊本県の上天草市行きまして、もちろん難しい問題、ようけあってきよりますけれども、理解はしておるん。

ただ、こういうことについては、一言ぐらい、非公式なら非公式で、もうそろそろというようなお話があれば、御苦労かけますと、私、言いますよ。それをせんと、ばさっと出してこられたら、もうそれは、勝手にある町が発表したとかせんとか言よりますけれども、このことについてはやっぱり慎重に真剣に取り扱っていただいて、ほいでそろそろこれはということであれば、何ら私は、ああ御苦労でございました、市長さんも御苦労でございます。高松市の協議会の皆さんも御苦労でございますというけれども、すばっと来られますと、ほら見てみいと、新設と言ったけれども編入やむを得なしとしてきたけれども、今後すべてがこれになるぞとって、やっぱりドスつけられてきますと、わしはこの場で発言はしとかないかんとということて発言をしたわけで、別に深い意味も何もないんです。そういう意味じゃないんで、その点をひとつ認識していただかんと困るということて発言したわけでございます。

以上です。もうあとは私言うことありません。

議長（増田会長） いや、よくわかりました。私も今、本当に反省してますが、これはそれだけ微妙な問題であるだけに、やはり合同の幹事会ではやるべきでなかったような気もいたしまして、ちょっともう少し十分に、そこら辺の皆さん方のお立場も考えるべきであったと思います。確かに大勢が集まれば、絶対これは情報もう出ますんで、やはり、もう少し少人数でやるべきであったかなというふうになんて反省しておりますが、今後もこのようなことないように十分に注意したいと思います。

どうぞ。

三野（八）委員 その他の項でちょっと気になったんですが、前回第6回が8月24日で、特別職の職員の身分の取扱いということで、私、発言させていただきまして、合併と同時に失職するというのも、他県にもありますからという発言をしたら、いやいや今回は1市6町で、6町のうちやっぱり足並みそろえんといかんからという答弁をいただいたんですが、ところが翌日8月25日に香川町と合併協議会があって、そこでは失職という言葉に修正されたというのを翌日の新聞で見まして、これは何か特別な事情があったのかなんかということを感じたので、その特別な

事情をここで報告をいただきたいなと思ってます。

議長（増田会長） 私の方からお答えしますが、香川町から合併協議会、特に議員さんの方からそういう意見がたびたび出まして、私どもは、それはもう法律で決まっておるんだからいいじゃないかということを行ったんですが、松山の例を出して、継続協議になりましたんで、私どもは、はっきり言ってそんなことでいろいろ議論して協議が遅れるのは本意でございませんので、失職するのは当然のことなんで、もうそれをどうしても入れろというのであれば、あえて拒否する理由もないので、じゃあ修正に応じたわけでございます。

そういうことでございますんで、理由というのはもうそれぐらいしかありません。もういつまでもこんな議論で先に進まんのには困るということで、法律で明定しておるけれども、さらに蛇足として入れたというのが現実でございます。

ほかに何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

小西委員 議員さんばかりのお話を聞いてますと、我々なんか浮いてるようで、我々は本当の、こちらにおりますのは議員さんでなくして、庶民の代表としてお二人出てます。我々は市民の代表として2人出ております。我々から考えてみますと、議員さん同士のやりとりだけで、生き残るか残らんかは結果論であって、やってみないとわからんじゃないですか、選ぶのは我々ですよ。それだけです。

議長（増田会長） はい、わかりました。

ほかにございませんようございまして、もうこのあたりで閉じたいと思います。

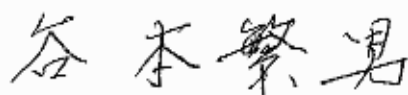
本日は長時間にわたり御協議賜り、まことにありがとうございました。

これをもちまして、高松市・牟礼町合併協議会第7回会議を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 2時52分 閉会

会議録署名委員

委員



委員

